

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
第18回理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案事項

第1号議案 市中銀行からの借入について

第2号議案 市中銀行からの借入に係る貸越元本極度額及び返済予定日の変更について

第3号議案 評議員会の開催について

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事

代表理事（会長） 大村 秀章

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和5年2月20日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

代表理事（会長） 大村 秀章

理事総数 43名（同意書別添のとおり）

監事総数 3名（確認書別添のとおり）

なお、理事高原一郎氏は特別利害関係人に当たるので、この決議に参加せず、定足数に算入されない。

令和5年2月7日、代表理事大村秀章が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、令和5年2月20日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び定款第38条第1項の規定に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和5年2月20日

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会